

令和７年度 決算報告

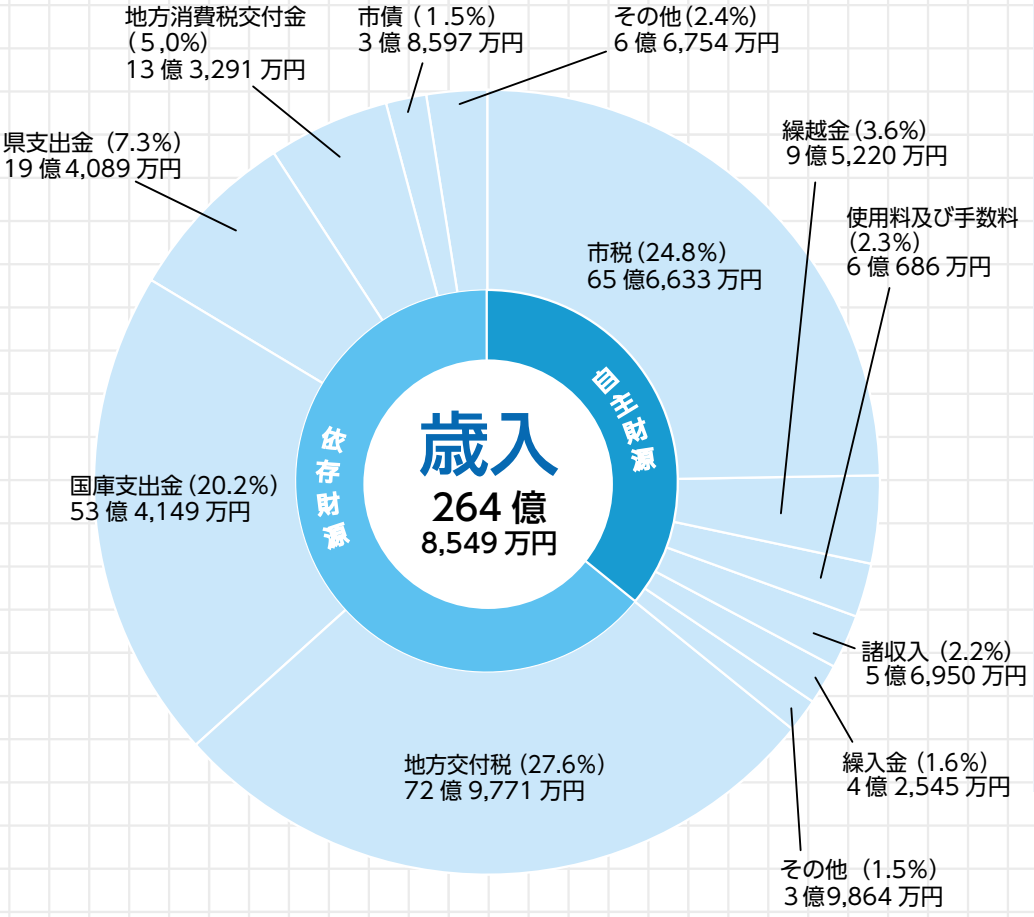
【問い合わせ先】財政課（☎ 42 - 9111 内線 1662）

一般会計

実質収支額は…
（差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）
７億９、００２万円の黒字

令和７年度一般会計決算は、歳入総額は２６４億８、５４９万円、歳出総額は２５５億５、２５７万円で、収支（差引）額は９億３、２９２万円の黒字決算となりました。ここから翌年度へ繰り越しをする事業の財源１億４、２９０万円を控除した実質収支額は７億９、００２万円の黒字、本年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は９、０２７万円の赤字となっています。なお、財政調整基金の繰入・積立の影響を除いた実質単年度収支では、４億６、６８７万円の黒字となりました。

令和７年度は黒字決算となりましたが、今後、社会情勢や人口減少などの影響により市税や地方交付税などの経常的な収入の増加を見込むことは困難な状況です。一方で、第６次桜井市総合計画の実現に向けた重点施策の取り組み、まちづくり事業の実施、社会保障関連経費の伸び、物価高騰などによる支出の増加が見込まれます。



■用語説明

自主財源　桜井市が独自に調達できる財源。市税など

依存財源　国や奈良県などに依存する財源。地方交付税など

市税　市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税など

地方交付税　一定水準の行政サービスが行えるよう人口や税収に応じて国から交付されるお金

国庫・県支出金　桜井市が行う事業に国や奈良県から交付される補助金など

市債　桜井市が事業を行うために国や銀行などから借り入れるお金

（注）表示単位未満は端数調整しています。
値が合計などと異なる場合があります。

歳入面は、令和６年度と比較すると、主にごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う市債の減少により、歳入総額で約 38 億 2,040 万円の減少となりました。一方で、市税については、令和６年度に実施された定額減税の影響もあり、約３億 3,952 万円の増加となりました。

決算書は市役所３階情報公開コーナー・市立図書館・市ホームページ、中期財政計画は市ホームページから閲覧できます。

決算書▲　中期財政計画▲

令和７年度に実施した主要な事業

物価高対応子育て応援手当支給事業

物価高騰に直面する子育て世帯への経済的支援として、こども１人あたり一律２万円を支給しました。



重点支援地方交付金事業

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、小中学校の給食費減免や桜井市指定ごみ袋の無償配布など、物価高騰の影響を受けた市民への支援を行いました。



そのため桜井市では、今後の財政収支の見通しを立て、持続可能な行財政運営を行うことを目的として、中期財政計画を策定しています。

この計画に基づいて中長期的な視点から計画的に事業を実施し、収支のバランスを保つとともに、国や奈良県の補助金、地方交付税措置のある有利な市債などを可能な限り活用すること、事務事業や施設の見直しによる歳出経費を節減することなど、さらなる行財政改革を実施し、財政の健全化に努めていきます。

■用語説明

義務的経費　法令などにより、支出が義務付けられている経費

投資的経費　道路・施設整備などの普通建設事業費や災害復旧事業に支出される経費

消費的経費　支出効果が当該年度または短い期間に終わる経費

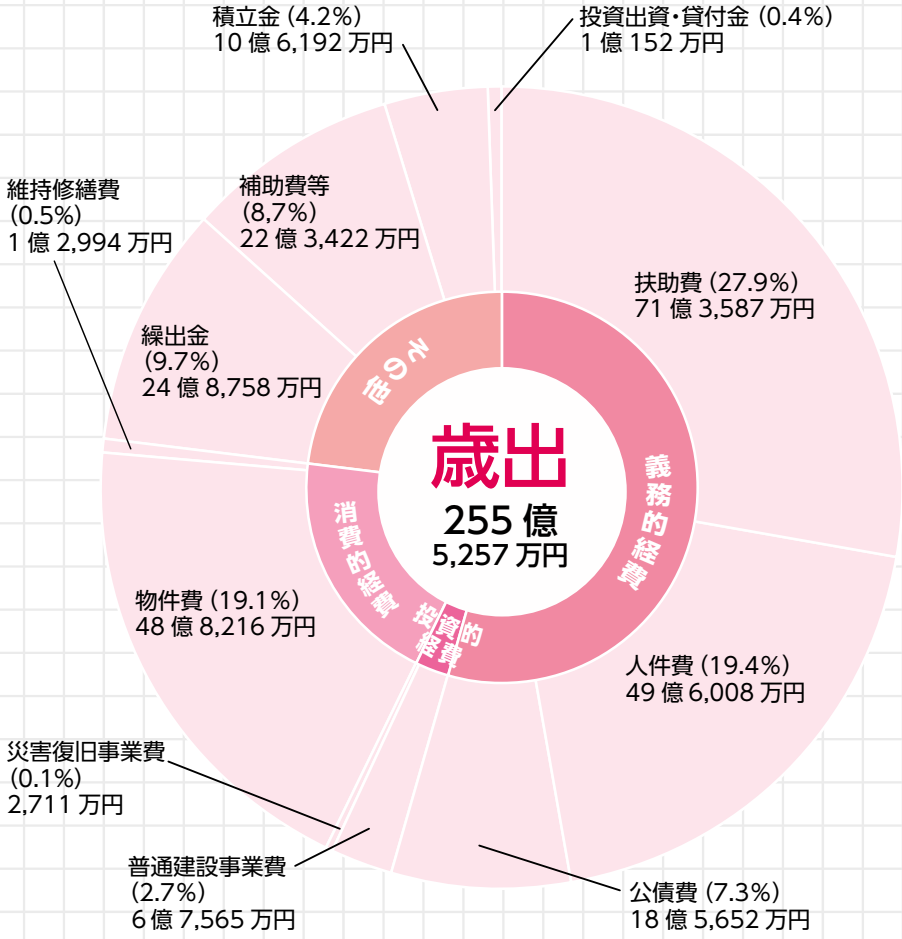
扶助費　障がいのある人・児童などへの医療費援助や生活保護費などの経費

人件費　職員給与・議員報酬などの経費

公債費　市債（借金）の償還（返済）を行うための経費

物件費　委託料・光熱水費などの消費的性質の経費

補助費等　広域消防組合への負担金や団体などを補助するための経費



（注）表示単位未満は端数調整しています。
値が合計などと異なる場合があります。

歳出面は、令和６年度と比較すると、主にごみ焼却施設基幹的設備改良事業の皆減に伴う普通建設事業費の減少などにより、歳出総額で約 38 億 112 万円の減少となりました。

特別会計等

特定の事業を行うために一般会計と分けて設置される特別会計・公営企業会計などの各会計があります。各会計の決算概要は、下表のとおりです。

	歳入	歳出	差引額（歳入－歳出）	実質収支額	単年度収支額
住宅新築資金等貸付金	6,018 万円	40 万円	5,978 万円	5,978 万円	696 万円
国民健康保険	61 億 3,982 万円	58 億 8,568 万円	2 億 5,414 万円	2 億 5,414 万円	△ 4,666 万円
駐車場事業	3,845 万円	1 億 5,708 万円	△ 1 億 1,863 万円	△ 1 億 1,863 万円	356 万円
介護保険	67 億 4,927 万円	65 億 9,261 万円	1 億 5,666 万円	1 億 5,127 万円	5,887 万円
後期高齢者医療	11 億 2,610 万円	11 億 2,444 万円	166 万円	166 万円	67 万円
下水道事業（公営企業会計）	11 億 6,147 万円	11 億 3,093 万円	3,054 万円	3,054 万円	－

（注）表示単位未満については四捨五入をしていますので、値が合計などと異なる場合があります。

令和７年度決算に基づく財政健全化判断比率並びに資金不足比率

財政健全化基準を全指標でクリア

桜井市では「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法）に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表しています。健全化法では、「早期健全化基準」（下表の黄信号）と「財政再生基準」（下表の赤信号）の２段階の基準で財政悪化をチェックします。基準を超えた場合、財政の健全化や再生計画の策定など、行財政上の改善措置を行うことになります。

令和７年度の健全化判断比率は、実質収支が黒字のため、実質赤字比率の該当はなく、連結実質赤字比率の該当もありませんでした。実質公債費比率は 0.4 ポイント減少と前年度に比べ改善し、将来負担比率も 10.9 ポイント減少と前年度に比べ改善しました。また、下水道事業会計の決算において資金不足はありませんでした。

桜井市では、各指標の推移に留意しながら、今後も健全な財政運営に努めていきます。

	指標名		桜井市（%）		全国的な基準（%）		指標の概要
			令和７年度	令和６年度	黄信号	赤信号	
桜井市	健全化判断比率	実質赤字比率	実質収支および連結実質収支が黒字のため該当なし		12.87 以上	20 以上	実質収支の赤字額（実質赤字）が標準財政規模※に占める割合
		連結実質赤字比率			17.87 以上	30 以上	公営企業会計を含むすべての会計を合わせた実質赤字額が標準財政規模※に占める割合
		実質公債費比率	5.9	6.3	25 以上	35 以上	地方債の償還などに要する費用（公債費）が標準財政規模※に占める割合
		将来負担比率	48.7	59.6	350 以上	－	地方債など、将来に負担すべき債務が標準財政規模※に占める割合
下水道事業会計	資金不足比率		資金不足なし		20 以上		公営企業会計の資金不足額が、その事業規模に占める割合

※地方公共団体が自由に使える財源（一般財源）の規模について、既定の算定式によって算出した額。